

# 第 5 回 鹿 児 島 地 区 合 併 協 議 会

## 会 議 録

期日：平成 1 5 年 6 月 9 日（月）

場所：かごしま市民福祉プラザ 5 階 大会議室

平成15年6月9日午後3時開会

## 開 会

○黒木事務局次長 定刻となりましたので、ただいまから第5回鹿児島地区合併協議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第に基づいて進めさせていただきますが、本日は、次第にありますように、継続議案7件、そして新規議案7件となっております。

さて、会議に入ります前に、新たに委員となられた方を私の方から紹介させていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただきたいと思います。

初めに、鹿児島市議会議長の長田徳太郎様でございます。

○長田委員 よろしくお願ひします。

○黒木事務局次長 なお、長田様は、これまでも委員として当協議会に第1回目からご参加いただいておりますが、今回から鹿児島市議会議長としてのご出席となります。

続きまして、鹿児島市議会議員の鶴園勝利様でございます。

○鶴園委員 鶴園です。よろしくお願ひいたします。

○黒木事務局次長 それでは、本日の会議資料につきましてご確認をお願いいたします。

「会議次第」、それと「第5回鹿児島地区合併協議会」と表紙に書いてある資料、A4横長の資料でございますが、「議案関係資料」として第27号議案から第33号議案までの7部でございます。そして本日付の「鹿児島地区合併協議会名簿」でございます。

おそろいでございますでしょうか。

## 会長あいさつ

○黒木事務局次長 それでは、開会に当たりまして、鹿児島地区合併協議会会長であります鹿児島市の赤崎市長がごあいさつを申し上げます。

なお、会長には、ごあいさつの後、議長として議事を進めていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○赤崎会長 皆様方、改めましてこんにちは。

第5回鹿児島地区合併協議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を当会議にご出席を賜りまして、心から感謝申し上げます。

さて、前回の第4回合併協議会におきましては、合併後の市のまちづくりのマスタープランの役割を果たす市町村建設計画の素案や、私ども鹿児島地区の住民の方々の日常生活に深いかかわりがあり、また住民の皆さんの関心が非常に高い議案等を提案申し上げました。いよいよ鹿児島地区の合併協議もこれまで以上に活発かつ十分な協議を進めていかなければならないと思っておるところでございます。

当協議会におきましては、これまでの協議の中で「平成16年11月1日を合併の目標とする」ということを確認いたしておりまして、この大きな目標を達成するためにも、そしてまた最終的にそれぞれの地域のすべての住民の皆様方に「合併してよかった」と言ってもらえるようなそういう合併にするために、1市5町が一丸となってその取り組みを進めていくことが極めて重要であると思っております。また、そのことが私どもに課せられた責務であると考えておるところでございます。

私どもは、この責務を果たすためにも、合併協議会における協議を進めるに当たりましては、1市5町の住民の皆さんの将来にまで思いをいたし、お互いにとっての最大公約数を導き出していく努力を重ねていかなければならないと存じます。

本日も、継続協議となっておる議案のほか新たに提案をする議案など、数多くの協議項目がございます。委員の皆様方には各面から大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願いを申し上げまして、大変簡単でありますけれども、一言ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

## 議 事

○赤崎議長 それでは、お手元に差し上げてございます「合併協議会会議次第」に基づいて進めてまいりたいと存じます。

早速、会議次第3の「議事」に入りますが、議事の協議の前に、合併協定項目の協議スケジュールについて、事務局の方から報告事項があるそうでございますので、お聞き取りをいただきたいと存じます。

○成清事務局長 これまでお示しをいたしました協定項目の協議スケジュールの中で、今回の第5回合併協議会に提案予定といたしておりました「し尿処理事業」の取扱いにつきまして、専門部会で協議を続けてまいりましたが、5町分のし尿の受け入れにつきまして、

現在、国と協議中でありますことから、今回は提案を見送らざるを得ない状況でございます。まずこのことをご報告を申し上げます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から説明を申し上げましたが、何かご意見なりご質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、し尿処理事業の取扱いにつきましては、国との協議をできるだけ早く終わりにして、改めてお諮りをいたしたいと存じます。

#### 第20号議案 市町村建設計画素案について

○赤崎議長 それでは、早速でございますが、第20号議案「市町村建設計画素案について」を議題といたします。

資料の1ページをお開きをいただきたいと存じます。

この議案は、前回の第4回協議会で提案をいたしておりまして、各委員の皆様方におきましてはご検討いただいていると思うところでございますが、何かご意見等ございましたらお願いをいたします。

○上山(秀)委員 第20号議案「市町村建設計画素案について」でございますが、別紙「市町村建設計画素案」14ページ、の「(1)桜島地区」の文章に「温泉」を組み入れていただきたいと思えます。

考え方として、4行目の中ほどに書いてあります「また、フェリー事業や恵まれた観光資源の活用等により、」とある「フェリー事業」の次に「火山の恵み、癒しの温泉活用による健康増進など」と入れていただき、「恵まれた観光資源の」につなげていくなり、一応の考え方を申し上げておき、内容についてはご検討いただければと思えます。

次に26ページ、「(5)交通体系」「基本的方向」の文章を見る中で、新幹線並びに自動車道、道路などとそれぞれ書いてあり、いわゆる陸上、陸路をとらえていますが、桜島フェリーのことを考えますときに、海上または航路なる海のおいを入れておくことも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○赤崎議長 事務局、何かありますか。

○成清事務局長 まず、第1点目の14ページの「桜島地区」における「恵まれた観光資

源」という表現の例示のような形で「温泉」というおただしがございましたが、これは、ただいまの「温泉」につきましては、私どもは「恵まれた観光資源の活用」の中に含むという解釈をいたしております。ただいまのおただしにつきましては、これからその事業を具体的に検討をいたしてまいります、その際に検討させていただきたいというふうに思います。

それから26ページの「交通体系」でございます。これにつきましても、ただいまのフェリーについては、この「交通体系の形成」の中に私ども含まれているというふうに考えております。したがって、それぞれ市町村建設計画の具体的事業、そしてまた別途協定項目の中にも交通事業というのがございますが、それらを具体的に検討する際に、ただいまのご指摘の点については含めて検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○上山(秀)委員 はい。

○赤崎議長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様方、何かありませんか。よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、お諮りをいたしたいと存じますが、第20号議案「市町村建設計画素案について」は、原案どおり決定するということでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第20号議案市町村建設計画素案につきましては、原案どおり決定いたします。

#### 第21号議案 町名・字名の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第21号議案「町名・字名の取扱いについて」を議題といたします。

資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

この議案につきましても、前回の第4回協議会で提案をいたしまして、各委員におきましては持ち帰りの上ご検討をいただいていると思います。

何かご意見ございましたらお願いをいたします。

○武 委員 21号議案の町名・字名についての件でございますが、第4回協議会の中で継続協議となっております、その時点でも私、桜島町の学経の上山さん、それから特別委員長の山元委員からも桜島町の町名について、歴史的背景等を踏まえ、町名を残していただきたいという強い要望があるあったわけですが、その中で私どもも持ち帰り協議をいたしまして、特別委員会並びに合併懇話会を同日、昼夜にわたって開催したわけですが、その中でも総論としまして、町名はぜひ残していただきたいという強い要望があったわけです。

そうした中でも特に今回私どもは、桜島町はご承知のように、各町もですが、特産物としていろんな農産物、海産物、そういう面でブランド化を目指して各町一生懸命取り組んでいるところでございます。特に桜島におきましては、「桜島大根」「桜島小ミカン」というような世界に類を見ない大きな大根、小さな小ミカンというようなそういう産物があります。そういう産物を鹿児島市になった場合、どういう名称がつけられるのか。

「鹿児島大根」とつけられるのか「鹿児島小ミカン」とつけられるのか、これは本当に先輩が今まで噴火・降灰の中で育ててこられたそういう特産物の名前が消えていくんじゃないかと、こういうような非常に危惧した意見等も出されました。

そうした中で特に最近、先日ですけれども、私ども桜島町では、関東桜島会、関西桜島会を立ち上げまして、今、都市との交流を図っているところでございます。先日、そうした方の会長、副会長とちょうどフェリーの中でお会いしまして、「今、合併問題で町名の問題が新聞紙上等で非常に論議を呼んでいるが、どうなるのか」というようなことを尋ねられまして、「今、こうして持ち帰り協議をしているけれども、桜島町としては断固反対だ」というようなことを申し上げましたら、「どうしてもそうしてください」と、「もう私どもはやっぱり桜島で生まれ、育ち、そして桜島というそういう望郷の念というのは都会にいてもいつも変わらないんだ。だから、今回もこうした桜島で同窓会があって帰ってきたんだ」というようなことで、ひしひしとその町名に対しての継続を、どうしても残してもらいたいというようなひしひしとしたこと等を訴えられておられましたので、私どもも意を強くして、このことについてはぜひ皆さん方の賛同を得て、継続をしていただきたいというような希望を持っているところでございますが。

このことについて先日、新聞紙上でもごらんになっていらっしゃると思いますけれども、「5町のほとんどは数百年間、町名を含めてまとまって生活した地域。旧町名が残っても

鹿児島市民としての意識には問題はないのでは」というような話も鹿児島地名研究会の平田先生はそのようにも述べていらっしゃるし、そしてまたこれは長崎県の例も掲載されておりましたけれども、「いろいろ作業は困難だけれども、各町にはそれぞれ固有の歴史がある。住民の意見を聞きながら決めていく方法が適切なのでは」と話もされた記事が掲載されておりましたけれども、私どもはどうしてもこの「桜島町」という町名はぜひ残していただきたいという気持ちでいっぱいでございます。

それとあわせて「桜島フェリー」、仮に町名が消えるとしたら、フェリーの名前は今後どういう名称になるのか。それ等も含めて特別委員会、また懇話会等ではそういう意見が出まして、今後の対応については本日こうして協議があるから、それについてはあくまでも私どもは町名を残していただくように強く要請をしていくということで理解をいただいているところでございますが、この点について。

それと最後になりますけれども、学経の先生方は意見が今まで聞かされていないようですけれども、先生方の忌憚のないご意見等もお伺いいたしたいと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

以上です。

○赤崎議長 共通委員の先生方の意見はもう少し後の方で、余り早く出されると皆さんの意見も出しにくい面もあるかもしれませんので。どういうご意見をお持ちかわかりませんが、後ほど出していただきたいと思っております。

○追立委員 今、桜島町が町名を残してくださいということだったんですが、私の方も、喜入町の方も、町長の諮問機関である喜入町合併懇話会それから喜入町議会の合併調査特別委員会、ここでも「喜入町」を残してほしいと、「喜入町字」、これをぜひ残してほしいということが大方の意見でした。

それで、私も今までの経過を見ると、「百年の計」というような言い方をするんですけれども、歴史的な背景を持ち出す気持ちはないんですが、「喜入町」の地名がついているのは律令時代、奈良・平安時代ということですから、非常に歴史的な地名なんですね。それが「合併」というような形の中で「百年の計」というような形の中で地名変更しなさいというようなことがあれば、今、桜島町さんが言われる内容とは多少違うかもわからないけれども、やっぱり地域住民、歴史的背景、諸々のそういうのがあるときに、ここで決定というような形をとられると非常に疑問を感じるころがある。ですので、やっぱり住民、こういうようなところまで諮れる時間なり、そういう余裕を持った内容で検討いただきたい

いと思っておりますので。

○赤崎議長 ほかにどなたか。

○福石委員 ただいま桜島町、喜入町さんからご意見がございましたが、吉田町も議会合併特別委員会を開きまして、議員さん方の意見を取りまとめをいたしましたところ、どうしても「吉田町」、「吉田」は残してくれということの意見が一致しておるわけでございます。「吉田町」の「町」は取り除いても、「吉田」というのは残してくれと。例えば「鹿児島市吉田西佐多浦何番地」「鹿児島吉田本名何番地」というような形で残していただければありがたいんだけどという大半の意見でございました。そして町民の方々も、どうしても吉田町だけは残していただきたいというような意思が強いようでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ほかは。

すみませんが、主張だけを短くおっしゃってください。議題もたくさんありますから。説明が長過ぎると時間が足りなくなりますから。よろしく。

○上山（秀）委員 地域では「合併すれば桜島がねごなったっちなあ」と言われており、このことは、錦江湾の真ん中にそびえます桜島が沈下してなくなってしまう情景とダブらせた大事な問題として議論の飛び交っておるところであります。

桜島町名の存続と住所表現、ちなみに西桜島郵便局の年間の到着物の取り扱いは約56万件、発送物の取り扱い総数で約14万件と聞いておりますけれども、年間にしますと70万件的桜島町名が書く・見る・読むの流れの中にあるわけですし、何物にも変えがたい知名度アップの媒体であります。過去から現在に至っては、長い歴史の中で知名度はある程度定着しているわけですが、金を使わずに価値のある有形、無形の財産は今々の現実問題として将来に向けて残していくべきであると考えます。

以上です。

○長田委員 今、各町からご意見等があったところでございますが、本件議案について私ども特別委員会の中でも一定の論議をしておりますが、その中で、5町の中には自治体の名称を残してほしいという意見があることも当局から伺っているところでございます。また、ただいまご意見等もございました。自治体の名称を残してほしいというご意見だったと思います。

まず、私どもの特別委員会で一定の意見の集約をいたしておりますので、申し上げたいと思います。

まず、調整方針の案の考え方として、新鹿児島市の一体化を図るために5町の名称をなくすということが示されているが、一体化というのはものの考え方を含めてのことであり、名称をなくすことで一体化ということになるのかどうか。5町の中から自治体の名称を残してほしいという意見がある以上、今後の論議の支障になりかねないことも勘案すると、継続協議の取り扱いをすべきではないかという意見。

それから、調整方針案に至った基本的な考え方を合併事務局として整理し、住民にも情報発信する中で5町において十分な論議をしていただきたいという思いから、継続協議の取り扱いをすべきではないかという意見等が出され、本件議案につきましては、特別委員会としては、全会一致で継続協議の取り扱いとすることになっておりますので、申し上げさせていたいただきたいと思います。

以上です。

○赤崎議長 宮廻先生、ちょっとそれでは。

藤元さんも後で、何かありましたら。

○宮廻委員 私は、この町名をなくすということについて、「新しい鹿児島市としての一体化を」ということがあったと思うんですが、確かに新鹿児島市として一体化するという点について合併協議会では十分留意していかなければいけないと思いますが、今のような、3町から町名を残してもらいたいという非常に強い要望がありまして、そして委員だけじゃなくて、持ち帰って協議会等、懇談会等で議論した結果そうだとすることで、住民の非常に強い要望というふうに考えられますと、そういうものを強引に押し切ってやるのが一体化につながるのかと、かえって一体化ということに対して逆行するような、亀裂をそのまま残していくようになる。これは一番よくないことだと思うんですね。

そういう意味で私の考えは、それだけ強い要望があるんだったら、やっぱり何とかして町名を残していくように考えていかなければいけないんじゃないか。だから、継続ということもあるんでしょうけれども、ここでは私の考えは、強い要望のあるところは町名を残すという方向で、そして具体的に全領域にわたってどういうふうな形で残して、ある程度町名とか番地とかそういうのを体系的にすべての領域に専門的に何か名称がつけられないといけないと思うんですね。だから、そういうことがうまく技術的にできるのかどうかということも含めて、町名を残すという方向で、そういう要望のあるところは、住民の意見と要望をできるだけ入れるような形で、残すような方向で技術的にどういうふうに住所表示ができるのかというふうなことを考えていくべきじゃないかなと思います。

以上です。

○赤崎議長 藤元さん、何かございましたら。

○藤元委員 意見じゃないんですけども、一言だけ述べさせていただきたいと思いますが、まさに今、鹿児島市の方は町名を使って住所表示をしていると。ほかの町は、吉田を除けば字という形になっておりまして、今の提案は、町に統一をしたいということでございます。

現実にはいろんな全国の状況を見ましても、町と字を併用している例はございます。最近の事例でも、ある町の強い意向を受けて、そこだけ字の採用を協議の上で一応決めたという例もあるようでございまして、一方で、大方のところはやはり合併すれば大字を残していくという例は多いようでございますけれども、あくまでもこれは協議会で関係市町村が話をして詰めていくという状況になっているようでございます。

「将来的なことを考えて統一した方が望ましい」という説明文にありますように、あくまでも「望ましい」ということでございまして、仮に町と字が併用された場合にどういった支障が出てくるのか、そこら辺も少し具体的にやはり議論してもいいんじゃないかという感じがしております。

以上です。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

○定榮委員 「町名・字名の扱いについて」は、法定合併協議会委員や各種団体の代表者によるまちづくり懇話会で協議いたしました。

委員会では、町名を残してほしい意見や、1つの字を「松元」と改称する考え等も出されましたが、市町村建設計画に「松元地域」として、また支所の名称を含め、公共的団体等の施設にも「松元」が残ることと思われることから、法定協議会の提案の説明にありました50年、100年先の世代のことも考え、将来にわたって垣根ができないようにすることが大事であることの意味に集約されましたので、松元町としましては提案どおり賛成といたします。

以上でございます。

○赤崎議長 ありがとうございます。

それぞれまだご意見もあるだろうと思います。また共通委員のお二人からのご意見もいただきました。

これは誤解があるといけませんので、鹿児島市があるいは会長である私がこういうふう

にしようとして提案をしていることではありませんので。これは全町が入った専門部会、幹事会で検討をして、そして1市5町の首長のところで協議をして、そしてこれではどうだろうかということで委員会に諮っておるわけですし、そしてまたこれを強行しようとかどうしようとかという考えは全くないわけでありまして。だから、そのことは皆さんよく理解をしていただきたいと、私の方から特に申し上げておきたいと思っております。

それから、いろんな憶測が飛んだりするわけでしょうが、それは例えば大根とか桜島ミカンの名前が変わるとかフェリーの名前が変わるとかということはおよそ考えられないことでありまして、そういうことがありましたらやはり皆さんのところで、いや、それとこれとは別なんだ、我々が要求をしているのはこういう気持ちで町名なり地名を残してほしいということで要求しているんだ、そんなばかげた、「桜島大根」がなぜ合併したからといって「鹿児島大根」になるかと、そういうこと等についてはやっぱりぴしっとしたご説明も私はお願いをしたいなとそういう気持ちでございます。

そこで、私の方からの提案でございますが、きょうは結論を出さずに、さらに継続審査にしたいと。そして単なる継続審査でなくて、もう1回このことについては、専門部会、幹事会に差し戻しまして、そこでもう1回、前回あるいは今回出されたご意見等を十分参考にしながら検討をしてもらい、そして再度首長会で検討をし直して、この次、もう1回お諮りをする、そういう手順でいきたいと思っております。

したがって、この次、もし違った案を出すのであれば、第4回で出した21号議案は一応おろして、再度21号議案の対案として出すか、あるいは新しい議案として出すかという、そういう手順になると思いますが、いずれにしても、結論は別として、もう1回専門部会、幹事会で検討し、そして首長会で検討をして、次の機会にお諮りをするということしていきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

○神戸委員 ちょっと確認させていただきたいと思っておりますけれども、今、松元町から発言がありましたように、松元町としては原案賛成ということでございますが、過程の中でありましたように、かつて谷山市と合併されまして、そして伊敷村と合併された経緯で、両方にうちは接している関係で、谷山で例をとりますと「鹿児島市谷山町五ヶ別府」とか「中山」とかというイメージよりも、伊敷の方にしますと「鹿児島市伊敷町皆与志」、それから「小野」というふうにするよりも、それぞれの大字が町になった方が将来の町としてのイメージもいいじゃないかという意見等も出て、松元町としては原案賛成ということで大体まとまったようなんですけれども、先ほど宮廻先生の方からもありましたように、5

町が同じ方向でまとまらなければいけないのか。その町として大字を町とする形でそれぞれその一町一町の方針で取りまとめることができるのかどうか、その辺のことを事務局はどう考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○赤崎議長 希望のあるところだけを残して希望のないところは変えると、そういうことが正しいのかどうかわかりません。私は私なりの考え方を持っておりますが、きょうは申し上げます。また、今、ご質問でしたけれども、事務局もきょうの時点で事務局はこのように考えておるといことはちょっと言えないと思いますし、また言うてはいけないことだろうと。先ほど申し上げましたように改めて専門部会、幹事会に最初のところから検討をし直してもらおうということになりますので、そこに私なり事務局なりあるいは各首長さんの考え方を差し挟むよりは、純粹の立場で検討してもらおうと、そこから始めてみたいと思っていますけれども、そういうことでよろしゅうございますか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 お願いいたします。

それでは、そういうことできょうのところは決めさせていただきたいと存じます。

#### 第22号議案 慣行の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第22号議案「慣行の取扱いについて」を議題といたします。

資料の7ページをお開きをいただきたいと存じます。

この議案につきましても、前回の第4回協議会で提案いたしており、各委員においてご検討をいただいていることと思いますので、この際、何かご意見等ありましたらお願いをいたします。

○多丸委員 5町の方々が鹿児島市民になったという認識を持つ観点から、合併後にこの市民歌、憲章について検討をされる考えはないかお伺いいたします。

○赤崎議長 事務局、何か検討の経過がありますか。

それでは、私の方から申し上げます。

慣行の中で、市の紋章は現在の鹿児島市のものを使いますと、それから市の旗も同様に使いますと書いてあります。それから鹿児島市の市民歌、市民憲章も現在のものを使いますと、名誉市民の制度は鹿児島市に統合すると、市の木・市の花も現在のものを使いますと、こういうことでございます。

実は検討の経過では、市の紋章、市の旗は、もうこれは鹿児島市のものを使っていくべ

きであろうと。市民歌、市民憲章、これは合併をして、ある程度落ちついて、1市5町の住民の気持ちが一統化をされたその時点では検討をされるべきであろうという議論の経過はございました。

しかし、現在ご提案を申し上げておりますのは、合併の時期にどうするかということでありまして、これはむしろだれがどういう形でやるかというのは、合併する前に新鹿児島市の住民の意思を統一し、住民の意思を決めるということもできませんので、合併まではこれでいこうということです。この中にはそういう意味も含まれておりますので、また合併をしてある時期、あるいはある早い時期にお互いに検討をしようという機運が盛り上がってきたら検討をすることもやぶさかでないし、あるいはある意味では、5つの町の皆さんのご意見を尊重するという形でやっぱり検討するということも考えなければいかんのではないかと、その辺の意味も含まれておりますので、そういうふうにご理解いただいたらと思います。

よろしゅうございますか。

○長田委員 第22号議案につきましては、原案に賛成でございます。

今ございましたが、それに関連して私どもの特別委員会での論議の経過がございますので、述べさせていただきたいと思います。

慣行の中に本市を含め、5町のそれぞれの自治体が行っている各種の宣言の取扱いが含まれていないことを指摘がなされて、その結果、当局より、都市宣言等の重みを見ると、協定項目の中にそれぞれの都市宣言を事務事業の項目として掲げ、包括的に協議していきたいという考え方が特別委員会で示されたところであります。

また、市の花でありますキョウチクトウにつきましても、市当局よりその植生地域が限られていることや、近年市内ではあまり見られない状況になっていることを踏まえた場合、一般公募で選ばれた花という歴史的経過がありますが、今後、見直しの検討も必要であるとの考え方が示されておりますので、申し添えておきたいと思います。

以上です。

○赤崎議長 ほかに何か慣行についてございませんでしょうか。

○柿迫委員 松元町の議会特別委員会におきましても、この慣行については原案のとおり賛成をするということでありましたが、今、鹿児島市議会議長からもありましたように、市の花等のキョウチクトウについても論議がされました。先ほど出ました市民歌についてもそうですけれども、「聞いたこともない歌をどうかと言われても判断のしようがない」

というような声もあったわけですね。ただ、どこの自治体におかれても、歌というものは悪いものは1つもないわけですから、そういう意味では総論的には賛成しましょうということでしたが、できたら、こういう提案するときには、この背景、先ほど市民の花、キョウチクトウを言われましたけれども、一委員から申されたんですが、このキョウチクトウというのは、桜島の噴火でしたか、その後が一番先に咲いたのがキョウチクトウであって、そういう流れがあってキョウチクトウになったんだよというような1つの例を申されたんです。それが正しいかどうかはわかりませんが。

ですから、今、花について見られないということでしたけれども、せっかくでしたら、こういう流れを受けてこういうのが制定されたんですよという説明を、せっかく提案をしていただくときにはつけ加えていただければ、私たちも協議をする中では、そういうことを受けて、ああ、そういういわれがあってこういう花に決まったんだなあということで積極的に賛成もできるんですけども、55万人に編入してもらうんだから、しょうがないんじゃないかと、ほかに大きな理由でもあれば別だけれどもという消極的賛成しか得られないわけですね。そういう意味では、この市民歌とか市民憲章、市の花等については、できたら現物を聞かせていただいて、また、いわれ等を教えていただいた方が、より一体性を持った論議になっていくんじゃないかなあと、そういうことをつけ加えて原案どおり賛成ということでありました。

○赤崎議長 ほかに何かございませんか。

よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、今、松元町の方から貴重なご意見をいただきました。ごもっともなご意見でもあらうと思いますが、議案につきましては賛成をしたいということでございますが、ほかになければ、この議案については、本日、一定の方向を出したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、大方のご賛同をいただきましたので、第22号議案慣行の取扱いにつきましては、本日の第5回の委員会で決めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、原案どおり決定をさせていただきます。

### 第23号議案 財産及び公の施設の取扱いについて

○赤崎議長 次は、第23号議案「財産及び公の施設の取扱いについて」を議題といたします。

資料の8ページをお開きをいただきたいと存じます。

なお、この議案につきましても、前回の第4回協議会でご提案をいたしてありまして、各委員におかれましてはそれぞれご検討いただいておりますが、何かご意見等はありませんでしょうか。

○上山(秀)委員 近年、自治体でも財務関係をバランスシートで組み立ててはという理論を踏まえてお尋ねしますが、教えていただきたいと思えます。

言いかえますと、企業会計でいう資産も、それから負債も、資本もすべてという受けとめ方でよろしいのでしょうか。

○成清事務局長 そのとおりでございます。

○上山(秀)委員 資産、負債、資本のすべてということでございました。であれば、この23号議案については、提案のとおりが原則であり、当然であると思えます。

ただ、1点だけ申し上げます。

原則にもかかわらず、ただいまそれぞれの専門部会で協議されておりますいろいろな問題がありますが、中には共通の認識の中での議論なのかなあと感じるものがあります。したがって、この問題は、原則ではありながら、今後、数多くのいろいろな課題が生じることが目に見えておりますが、私はこの23号については理解いたします。

次に、23号議案関係で別冊で資料をいただいておりますが、資料の作成のあり方について一貫性を持たせるため一考を要するところがあるのではと思えますが、資料でありますので、協議会の中ではとどめておきたいと思えます。

以上です。

○赤崎議長 事務局、いいですか。

○成清事務局長 ただいまの後段部分の意見につきましては、幹事会、専門部会等の方で意見等をお伺いしてまいりたいと思えます。

○赤崎議長 ほかに何かございませんか。

○柿迫委員 この法定合併協議会も本日で5回目を迎えました。合併協議は、小異を捨て

て大同につく、小さいことを言っていたらまとまるものはまとまらないという基本原則で協議をしております。そういう流れの中からの第23号議案「財産及び公の施設の取扱いについて」、提案どおり賛成をいたします。

ちょっと前置きをしましたけれども、なぜそういう前置きをしたかということ、本町は15年度一般会計規模で大体初めて60億円近い、59億円でしたけれども、これまでいろんな住民から要望が出されるときにも、計画的な財政運営の中で行政は動かしていかないといけないんだと、そういうことで、人口増加の続く本町にあっても計画的に財政運営はなされてきました。そのことは私たちも県内96市町村の中で健全財政指数を示す起債制限比率とか経常収支比率が県内でもトップクラスだというふうに自負を持って、また今後、地域整備がされていこうという期待を持っておりました。

ところが、合併になると、今まで備えてきた基金も含めて、済んだ施設整備もすべて鹿児島市になりますので、そういう意味では、今後、私たちの待っていた地域も整備されていこうという期待は持ちますけれども、やはり言い方が悪いですが、1市5町では財政健全指数というのでは差があります。差がありますから、本来、本音で言えば、ちょっと考えてほしいなあという気はありますけれども、冒頭申し上げたように小異を捨てて大同につかないとこの協議は進みませんので、そういう気持ちを持ってこのことには賛成するというを皆さんにも知っておいていただきたいということで発言をいたしました。

以上です。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

○長田委員 23号議案についても特別委員会で活発な論議がなされたところでございます。基本的には原案に賛成ということでございますので、申し上げてみたいと思うんですが、その論議の過程の中で、当局は、現在、5町で利用されている施設の具体的な調整については、公の施設は現在の各町の事務事業の中で活用されているので、今後、協定項目の協議スケジュールに従って、合併後の協定項目の協議スケジュールに従って、個別の事務事業の調整方針の中で合併後の市としての利用の方向や管理運営について整理をしていくことになるものと考えているということでございました。

また、個別の事務事業の調整とあわせて市町村建設計画の中に位置づけが必要な施設は、市町村建設計画にかかわる協議の中で整理していくことになろうということであります。さらに、事務事業の調整協議や市町村建設計画の中に出てこない施設は、協定項目の「そ

の他の事業」の中で一定の整理を行っていきたい。また、本市の施設との関係で、施設の転用あるいは廃止と見直しが必要になった場合には、住民生活に十分に配慮する中で、専門部会において十分協議し、検討していただくことになるものと考えている旨の考え方が市当局から示されておりますので、申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○赤崎議長 ほかにはございませんか。

○福石委員 ただいま財産の取扱いについては、起債、資本、財産、基金を含んで合併市に持ち込むということですが、この資料からいくと、大体13年度末で数字が押さえてありますけれども、合併時点の数字で持ち込むということで理解してよろしいんですかね、お伺いします。

○成清事務局長 ただいまの提出している資料は13年度末でございますので、これは合併時点の直近でまた数字は調整をしていくということになります。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○福石委員 ありがとうございます。

○赤崎議長 ほかにはよろしゅうございますか。

それでは、いろいろご意見いただきましたが、議案としては賛成をしたいというご意見のようでございますが、特になければ、「財産及び公の施設の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第23号議案「財産及び公の施設の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

#### 第24号議案 公共的団体等の取扱いについて

○赤崎議長 次は、第24号議案「公共的団体等の取扱いについて」を議題といたします。資料は11ページでございます。

この議案につきましても、前回の第4回協議会で提案をいたしておきまして、各委員においてそれぞれご検討いただいておりますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○山元委員 24号議案の公共的団体の取扱いでございますけれども、持ち帰りましてい

ろいろ特別委員会等で議論もしたんですけれども、この中で、やはり議案の趣旨としては、あくまでも各団体の意思を尊重するという強制しない内容になっております。仮に各団体が諸事情によって合併ができなかった場合においては、これまで各町が団体に助成していた補助金の措置については、やはり存続する方向で考えていただきたいという旨考えるわけですが、合併ができなかった団体が財政的な措置を削られて自立が危うくなるようなことがないようにお願いをいたしたいと、このように思うんですけれども、どのようなお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○成清事務局長 今のおただしは、各種団体に対する補助金の取り扱いのことです。これらにつきましては、別の事務事業の協定項目あるいは補助金・負担金等の協定項目がございますが、そちらの方で今後、検討をすることになりますので、現時点でどのようにするというのはちょっと申し上げられないところでございます。

○赤崎議長 今ご質問がありました、合併をしたから補助金を存続をすると、あるいは合併しなかったから補助金を切るということ、これはございません。そのことによって補助金を存続をするか打ち切るかというそういうことはございません。

ただ、それぞれの市町で今まで補助金を支給してこられたと思いますが、それは新しい市の中で補助金を存続をしていく、補助金を交付するという社会的・公共的意義があるかどうかと、そのことによってやっぱり検討はせないかんとと思いますが、合併しなかったから補助金を打ち切るということはございませんので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○山元委員 わかりました。

○赤崎議長 ほかは何か。

○長田委員 第24号議案につきましては、原案に賛成でございます。

特別委員会の中で意見が出ておりますので、そのことを開陳をさせていただきたいと思いますが、特別委員会におきましては、公共的団体の自主的な取り組みということは当然尊重されなければならないと。がしかし、合併後の新市の事業に大きなかわりがある団体で合併に伴い統合する必要がある団体、例えば社会福祉協議会やシルバー人材センター等については、行政としても速やかに方針を明確にして取り組んでいく必要があるという意見がまずありました。

また、公共的団体の中には、県の団体を上部組織としている団体もあることから、県との協議・調整も行う必要があるのではないかという意見等が出されておりますので、申し

上げさせていただきたいと思います。

○赤崎議長 ほかはよろしゅうございますか、特に原案について反対というご意見の方は、よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたしたいと存じますが、第24号議案「公共的団体等の取扱いについて」は、原案どおり決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第24号議案「公共的団体等の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

#### 第25号議案 地方税の取扱いについて

○赤崎議長 次は、第25号議案「地方税の取扱いについて」を議題といたします。

資料の15ページをお開きいただきたいと存じます。

この議案につきましても、前回の第4回協議会でご提案を申し上げ、各委員においてその後、ご検討いただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○上山(秀)委員 市町村の合併の特例に関する法律第10条地方税に関する特例の中の不均一課税についてであります。現行では「これに続く5年度に限り」とあり、前回改正前の「3年度に限り」からしますと、年限が延びているにもかかわらず厳しい内容であります。住民が急変しないためにある不均一課税の精神について、不均一課税の精神で住民が急変しないためにあると、急変と財政支援が一体的になっているものであるというふうに合併特例法の基本であるというふうに認識しておりますけれども、この5年を3年にとどめた専門部会での協議の過程をできる範囲内で教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○成清事務局長 専門部会の中で、合併特例法で規定をいたしております5年間というような意見が出たことは事実でございます。しかし、全体としては、最終的にはただいま提案している内容に固まったところでございますが、その理由は、前回のこの協議会でも提案理由の中でご説明を申し上げましたけれども、この特例措置というのは、激変緩和措置

のような形で導入するものでございまして、やはり住民負担の公平性という観点からは、できるだけ短い期間にしたいというのが専門部会としての一致した意見でございました。

したがって、特例法は5年ではございますが、できるだけ早く負担の公平性を確保するというところで、今、提案をした期間になったところでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

ほかは何かございませんか。

○福石委員 税の問題については、2年間で統一を図るということになっておりますが、私ども特別委員会での意見としては、特例法は5年間あるということで、5年間の統一を図ることはできないものかお伺いをしたいということでございます。

○赤崎議長 それは、今のご質問、ご答弁ではいけませんか。何か今の答弁以外に答えることがありますか。

○成清事務局長 同じような答弁にならざるを得ないと思っておりますが、やはり激変緩和措置として制度を導入しようとするものでございますので、やはり1市5町の60万市民の住民負担の公平性ということから考えますと、その激変緩和期間というのはできるだけ短くした方が望ましいというところから、専門部会、幹事会としては2年間というような形をとったところでございます。

○赤崎議長 やっぱり税金というのは同じだけ納めるというのがもう大原則でありまして、いろんなことで今申し上げたような激変緩和、あるいはまた不均一課税という制度を取り入れなければならないこともあると思います。そして今おっしゃった5年というのは、最長5年で、5年以上はだめだぞという、逆に言うと5年の歯どめをかけてある。激変緩和をするときに5年まではいいんだという考えではないという、法律の趣旨もそこにあることはこれはひとつご理解をいただきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○柿迫委員 25号議案の地方税の取扱いについては、この原案のとおり一応賛成はいたします。

本町におきましても特別委員会等を開きまして該当事業所等の確認をいたしました。

14事業所というのが今のところ確認はできます。それでもこれはまだ今から増える可能性はあるんですね。

申し上げますのが、鹿児島市に例えば事業所を抱えておられて、本町の方に別に工場等

を持っておられれば、今まで1,000平米以下だったところが1,000平米を超えることになりまして、対象になるということも出てきます。そういう意味では、14カ所以上に当然出てきますし、また、今、事務局の方から税金の公平性というのを言われましたけれども、この前、第4回でも申し上げましたが、この事業所税というのは、ある日突然合併したら増えると、今までなかった5町にとっては出てくるということをも十分認識していただきたいと思います。

2年間のものが設けられていますので、1年目は、例えば1,001平米ですと20万200円ですけれども、今のこのような経済状況の中で20万200円が、決算をして、合併になってから申告しました。新しく事業所税が20万200円増えましたよと、これは大きな激変です、事業所にとりましては。2年間で60万600円になるわけですね。ですから、この前も申し上げましたけれども、この案に賛成はいたしますけれども、該当する事業所には十分な周知作業を徹底していただいた上でこれを進めていただきたいと、そのことをつけ加えておきます。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

ほかはございませんでしょうか。

○長田委員 25号議案については、原案賛成でございますが、特別委員会におきまして意見として出ましたのは、都市計画税について5町には課税されないことになりませんが、合併後における都市計画にかかわる線引きの見直しによっては5町にも課税されることもあり得るということは、ぜひご認識を持っていただくべきではないかなというご意見がございました。

それから固定資産税の評価方法については、現在、本市は路線方式でございますね、5町とは異なっているわけですが、その調整方針案では、「当面現行どおりとし、合併後の市全体の地域的な均衡を考慮し、所要の措置を行うものとする」となっております。その時期が明らかになっていないことを指摘申し上げたところが、市当局からは、現在既に18年度の評価替えに向けての作業に入っているので、18年度以降の評価替えにおいて評価方法を一元化していきたいという考え方が示されておりますので、申し上げさせていただきます。

以上です。

○赤崎議長 ありがとうございました。

ほかはよろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたしたいと存じますが、第25号議案「地方税の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第25号議案「地方税の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

#### 第26号議案 国民健康保険事業の取扱いについて

○赤崎議長 次は、第26号議案「国民健康保険事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料は17ページでございます。

なお、この議案につきましても、前回の第4回協議会でご提案を申し上げ、各委員においてご検討いただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○柿迫委員 ただいま25号議案で地方税で不均一課税が論議されました。国民健康保険事業については、1市5町の中で鹿児島市と郡山町が3方式で、それ以外が4方式であります。そうすると、当然変更というのは相当あるんじゃないかなあと思えるわけですが、26号議案は不均一課税というか、措置がされていないんですけれども、されなかった理由をまずお伺いいたします。

○市民専門部会長 国民健康保険事業の税率の取り扱いにつきましては、合併の行われた年度については不均一課税でございます。合併をした翌年度以降に鹿児島市の方に制度を統一化するという事で専門部会の中で確認をされて、前回、議案という形で提案をした経過がございます。

以上でございます。

○成清事務局長 それでは、私の方から若干申し上げます。

ご案内のとおり国民健康保険税の税率、保険料でございますが、これはどういうふうにして決められるかということでございますが、これはやはり医療費が、いわゆる出る方が幾らになるのか。これは具体的には医療費ですとか国保の給付事業、こういったものがどの程度になるのかということで、保険料、収入の方をどうするのかというのが決まっています。もちろん出る方、医療費の方がどれぐらいかかるのかというのは、その年々に

よって変わってくるわけでございます。したがって、予算というのは、医療費の動向であるとかあるいは国保制度の改正、こういったものを見ながら翌年度の保険料をどうするのかというようなことを決めていく必要があります。

一方また、税とは性格が異なっておりまして、税というのは、法律によってこのようにしなさいというようなことが決められてまいります。そこが不均一課税制度を国民健康保険事業の保険料に取り込むことがなかなか難しいという、税との違いというのがあるところでございます。

なかなか要を得ない説明かもしれませんが、税とは、国民健康保険事業は、給付と負担という観点から保険料を決めていかなければならないというところに違いがある。そして同じ町の中でも、上がる人もいっしょに下がる人もいるというようなことで、そこについてなかなか不均一課税を導入するというのが難しいというのが、専門部会の中で国保税について不均一課税を入れなかったというような理由であろうかというふうに思っております。

○赤崎議長 ちょっと私の方から補足しますけれども、実はこのことについては、松元町の四元町長さんからもいろいろご要望が出されました。また私も事務局に指示をして、何かいい方法はないのかということで、もう本当に事務局もきのう、おととい、土・日かけて検討をいたしました。

今、申し上げましたように、5町の中で鹿児島市よりも低いところもあれば高いところもある。鹿児島市が一番高いわけじゃなくて、鹿児島市よりも高いところがあると。また、松元町の中でも合併をして鹿児島市方式に統一をすると、下がる人もおれば上がる人もおると。下がる人をどうするのか。下がる人をそのまま置いて、上がる人だけをどうするのか。あるいは5町の中で、鹿児島市方式にして下がる町もあれば上がる町もある。それをどうするかというのがまず1つはありましてですね。国民健康保険税の中で所得の高いところ、松元町が一番やっぱり負担が増える。そのことはもう事実でありますけれども、やり方をどうするかというのが見つからないんです。

したがって、例えば先ほどおっしゃった事業所税は、今までなかったところが全部かかるようになって、そして規模によってちゃんと決まってくる。あるいは住民税の均一のところは1,000円ずつみんな上がってくると。そういうのでびしゃっと同じ方式であることができるけれども、この人だけを下げるといって制度をちょっとつけれないと。やっぱり全体に通ずる、共通する制度としてつくっていかねばいけない。これはまたそう

でないでと瑕疵ある制度になりますので、今、苦しい答弁をしておりますけれども、実際のところはそういうところでして、どうにもならない、する方法がないとそういうことですから、そういうことでひとつご理解いただきたい。私が今、申し上げますのも本音で申し上げますけれども、そういうことでご理解いただきたい。四元町長からも何とかいいあれないかと、首長会の中でも公式の意見として出されましたけれども、そういうことでございます。

○柿迫委員 事情等はわかりました。ただ、先ほど財産の取扱いでも申し上げましたけれども、言いたいことはいっぱいある。でも言っていたら切りがないから賛成をしますということをお願いしました。

この国民健康保険事業税について、今、上がる人もおれば下がる人もいるんだと。町によってはまたそのばらつきもあるということでしたので、やり方が見つからないと言われれば、もうその後の議論にはならないわけですが、ただ、本町の関係する世帯を調べてみますと、本町は大体4,300世帯です。国民健康保険世帯に加入が約2,200世帯です。ですから半分以上が国民健康保険世帯に入っております、試算をしたところ6割以上上がるというようなデータになるわけです。

そうしたときに、やり方が見つからないから、はい、もうしょうがないですよと、ほかに合わせないとしょうがないですよと簡単には引き下がれないような気持ちもあるんですよ。先ほど申し上げました財産の取扱いでも申し上げました、ためとったやつ、将来に備えたやつは合併するんだからしょうがないと。それはもう賛成をしないとしょうがないという部分はありますけれども、先ほど申し上げましたように国民健康保険事業については、本町の世帯の40%近い、30何%がやっぱり対象になって、相当上がってしまうと。

ですから、本町にとっては、この国民健康保険税の改正というのは大きな激変なんです。だから、やり方が見つからないと言わないで、もうちょっと検討は本当にできないものなんでしょうか。これは上がるところを、上がるのはしょうがないとしても、例えば90%に抑えるとか、そういうのは検討はできないものなのか、再度お尋ねしたいんですが。

○成清事務局長 再度のおただしでございますが、繰り返しのようなことで大変恐縮ではございますけれども、給付を翌年度どれだけするのかということで保険料が決まっております。その保険料というのは、やはり同一市民は同一の負担をしていただくというのが、これはやはり合併をする上での基本ではなかろうかというふうに考えております。先ほど会長の方からも私どもに指示がございまして、私の方も検討を再度いたしましたけれども、

これはやはり国民健康保険制度という特性からいたしますとなかなか困難ではなからうかというふうに思っております。

以上でございます。

○柿迫委員 今、事務局の方からの答弁でしたけれども、本町はこれは保険料じゃなくて保険税ですので、だから、保険税ですから、この不均一課税というのは十分対象になるんじゃないかなとそういうにとらえておったわけですが、鹿児島市が保険料方式だからということであれば。

○赤崎議長 うちも税です。

○柿迫委員 税ですか。そうしたら、この国民健康保険については、そういう不均一課税は適用対象にならないと、もう法律がそういうふうになっているんだというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○成清事務局長 法律上は対象にならないというものではございませんで、対象になります。ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、そのほかの税とは違まして、歳出と歳入と見比べて保険料を決めていくというふうな特性から、そして先ほど会長の方も申し上げましたが、5町の中でもそれぞれ違っております。また松元町の中でも違っております。そういういろいろな違いがあるところをどういうふうに救済ができるかというのがなかなか難しいということでございます。

○柿迫委員 大変しつこいようで申しわけないんですが、保険料の収入とそれから医療費等の費用と、そういうやり方をしているから、そういうのにはそぐわないということでありましたが、例えば後もって出てくる水道事業、これについても公営企業というやり方をすれば、収入と費用じゃないかなと。きょう資料をいただいてもたら、水道料の方は不均一課税になっているようでありますよね。ですから、今、言われたのは、そしたら水道はそれには当てはまらないのかというような疑問を持つんですが、その点についてはどうでしょうか。

○成清事務局長 水道料金につきましてはまた新たな提案でございまして、そのときにまたご説明を申し上げますが、水道料金の関係につきましては、公共料金の格差是正というのがございまして、特別交付税措置が適用できるというようなことになっております。したがって、そういう格差是正のための措置のいわゆる財政的な支援、そういったものがあることから、後ほど申し上げますけれども、そういう特例措置といいましょうか、そういったものを導入しようというふうに考えているところです。

○柿迫委員 最後にもう1点だけ確認させてください。

今、水道の方はそういう特例を使うんだということでありました。今、国民健康保険事業については、松元町の私だけが今、申し上げていますが、1市5町の中でこれが高くなる率が高いのは、松元町以外はあとはどこがあるんでしょうか。ほかもあってそういう議論になっているのか。本町だけがそういう対象になるからこういう流れになってしまっているのか。最後にこれだけ確認させていただきたいと思います。

○赤崎議長 所得とかそれによって上がったたり下がったりするところはほかの町も一緒です。ただ、松元町、さっき申し上げたように、あるところの人たちが非常に、一部の人たちが格差が大きくなると、これを何とかできないかなというのが私どもの考え方だったわけです。だから、それはほかの町もやっぱり大同小異、同じだと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○長田委員 今、国保事業について論議がありましたが、上がったたり下がったりという話でありましたが、特別委員会の中では、先ほどありましたように国保のいわゆる賦課方式が異なっておりますね。そういう点では、単純に1人当たりの税額で比較することは問題があるのではないかと、そういう意見も出されまして、合併後の税額がどのようになるかということなどの住民への情報発信は、そういう点から適切に行うべきではないかという意見が出されております。

また、桜島町、喜入町及び郡山町で福祉事業として、はり・きゅう施設利用補助制度がございますね。国保で実施する事業については補助対象者が国保加入者となることなどから、本市の国保制度に統合されることによって、事業内容や補助金額等が変わることなどについてもやはり情報発信をしていく必要があるのではないかという意見等が出されておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○赤崎議長 ほかはよろしゅうございますか。

○上山(秀)委員 私は、さきの23号議案の中で共通の認識の中での議論のことを触れましたが、6月6日の新聞を見まして憤慨した一人であります。発言と金銭感覚に温度差があります。「割り切る」という4文字の活字で理解度を感じました。専門部会に臨む町職員は野武士的な感覚で部会に参加しているはずですが、合併は編入合併ではあるけれども、対等合併の気持ちで参加しているものであります。手法的に難しいということもございますけれども、本町の場合でも低所得者層の保険税が上がる要素があるわけもございますので、この部分について可能な限り激変緩和の方向で配慮してほしいと要望として申し上げたい

と思います。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

この国民健康保険事業の取扱いについては、本日、結論を出したいと思いますが、よろしゅうございますか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

そこで、いろいろご意見いただきましたが、国民健康保険事業の取扱いについては、原案どおり決定するというところでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第26号議案「国民健康保険事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

#### 第27号議案 ごみ処理事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第27号議案「ごみ処理事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料の19ページ、第27号議案でございます。

ごみ処理事業の取扱いについて。

ごみ処理事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求め。

ごみ処理事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、家庭ごみの収集形態等については、現行どおりとする。また、家庭ごみのステーションボックス設置補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に再編するものとする。という議案でございます。

横開きの「第27号議案関係資料」をごらんいただきたいと思います。

資料の(16)-1ページでございます。ごみ処理事業の「事務事業現況調書総括表」というものでございますが、ごみ処理事業の協議項目といたしましては、「ごみ処理手数料」から一番下になります「一般廃棄物収集運搬業の許可事務」まで18項目がございます。これらのうち、番号4「家庭ごみの収集形態」と番号11「一般廃棄物埋立処分場跡地の管理」並びに番号12「資源物の処理体制」は現行どおりとし、そのほかについては一元化しようとするものでございます。

あけていただきまして(16) - 2、3ページをごらんをいただきたいと思います。一番上の項目1の「ごみ処理手数料」は、5町は指定袋による有料制でございますが、合併時に鹿児島市の制度に統合し、これを無料化しようとするものでございます。

また、その下の項目2の「分別品目数」と項目3の「収集回数」も合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

項目4の「家庭ごみの収集形態」は、現行どおりにしようとするものでございます。

あけていただきまして、(16) - 4、5ページでございます。一番上の項目5の「粗大ごみ収集」と項目7及び8の「事業所ごみ」の関係につきましては、合併時に鹿児島市の制度に統合し、項目6の「家庭ごみステーションボックス設置補助事業」は、新たな補助制度に再編しようとするものでございます。

一番下の項目9の「焼却処理体制」でございますが、現行は、鹿児島市、桜島町及び喜入町が、それぞれ自治体が所有しております焼却施設で処理しており、吉田町、松元町及び郡山町は、一部事務組合が所有する施設で処理をいたしております。

一部事務組合等につきましては、後ほど第33号議案でご協議願いますが、吉田町、松元町及び郡山町は、一部事務組合を脱退し、鹿児島市の処理体制に統合し、桜島町及び喜入町は、処理施設を保有しておりますが、鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、(16) - 6、7ページでございます。項目の11になりますが、「埋立処分場跡地の管理」は、現行どおりにしようとするものでございます。

項目12の「資源物の処理体制」は、松元町及び郡山町は、合併時に鹿児島市の体制に統合し、吉田町、桜島町及び喜入町は、現行どおりにしようとするものでございます。

そのほかの項目10の「一般廃棄物の埋立処分体制」、それから項目13及び14の「ごみの分別収集推進PR、啓発」等につきましては、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、(16) - 8、9ページでございますが、項目15の「まち美化活動の支援事業」から項目18の「一般廃棄物収集運搬業の許可事務」まで、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方からご説明を申し上げましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○柿迫委員 これまで協議を行ってきました合併項目については、1市5町のみである程度判断ができたわけですが、ごみ処理事業については、松元町は、日置地区塵芥処理組合に加入しておりまして、そちらでこの事業を行っているわけです。今、提案された合併を機に脱退するというものでありましたけれども、今、本町等が入っている事務組合との兼ね合いというか話し合いを含めて、そこらあたりはどのようになっていくのかひとつお尋ねいたします。

○成清事務局長 一部事務組合につきましては、別途33号議案の中でご説明を申し上げたいと思っておりましたが、ただいまご質問ございましたので概略申し上げますと、当然おただしのよう、松元町、郡山町等が加入しておられる日置塵芥処理組合、ここの話し合いが大事になってまいります。

したがって、ごみ処理事業等あるいは一部事務組合等の議案を提案するに当たりましては、松元町、郡山町の両首長さんの方から管理者の方へ、鹿児島地区合併協議会の方でこのような議案を提案するという事は事前にお話をさせていただいて、またその具体的な財産処分等のお話はこれからのことになるということで、議案を提案をするということを一応了知していただいているところでございます。

○柿迫委員 日置地区は松元町と郡山町になりますので、この2町の方が現在の日置地区塵芥処理組合の方に、このような形で進めたいとそういう提案をしてくださいというふうに受けとめればよろしいのでしょうか。

それが1点と、それから、合併の今のスケジュールでいきますと、来年早々ということですから、1月ぐらいにこの協議がまとまっていきますと、合併調印をして11月1日が合併日ということになります。その合併調印が済めば、ごみ収集の方法が松元町と鹿児島市は違いますので、分別の仕方等の周知・広報というのが大きく必要になるのかなと。また小規模事業所についても、松元の場合はまだごみステーションに出しますけれども、鹿児島市の方は、昨年度でしたですかね、4月からそれぞれ個別委託をして事業者同士、委託業者と契約というふうになっております。そこらあたりを含めて結構混乱が起こるんじゃないかなと思いますけれども、先ほどスケジュールを申し上げましたが、合併調印がもしなされたら、もうそのルールにのっとって11月1日にスムーズにそういう周知が図れるものなのか、そこらあたりの検討はどうであったかお尋ねいたします。

○成清事務局長 1点目につきましてはおただしのとおりでございます。

2点目につきましては、協定調印というよりも、合併議案を1市5町それぞれ議会の方

に提案をしまいいりますが、その合併議案の議決があった後、5町におきまして、それぞれ合併の16年11月1日までの間に合併準備期間といたしまして、住民説明会あるいは広報チラシ、こういったものを配布をして、その統合される仕組み、どのような収集方法になるのか、そこら辺を住民の皆さんに十分説明をしていくことになろうと思っています。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○柿迫委員 はい。

○赤崎議長 ほかは何かございませんか。

市民生活にとって、やっぱり今、柿迫さんがおっしゃったように毎日毎日の大事なあれですので。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特にご質問がなければお諮りをいたしたいと存じますが、第27号議案ごみ処理事業の取扱いにつきましては、次回の協議会まで各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定していただきたいと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

#### 第28号議案 環境衛生事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第28号議案「環境衛生事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 資料の20ページをごらんいただきたいと思います。

第28号議案環境衛生事業の取扱いについて。

環境衛生事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

環境衛生事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、無縁墓地清掃委託事業及び火葬経費補助事業については、合併時に廃止するものとする。という議案でございます。

また、恐れ入りますが、横開きの「第28号議案関係資料 環境衛生事業の取扱いについて」の表紙をめくっていただきたいと思います。

( 1 8 ) - 1 ページでございますが、環境衛生事業の協議項目といたしましては、番号 1 の「そ族衛生害虫駆除業務」から番号 1 5 の「水質汚濁防止対策事業」まで 1 5 項目ございます。これらのうち番号 1 3 の「樹木園千年の森」の維持管理は現行どおりとし、番号 6 及び 7 の「無縁墓地清掃委託事業」及び「火葬経費補助事業」は廃止しようとするものでございます。

あけていただきまして ( 1 8 ) - 2、3 ページをごらんいただきたいと思います。項目 1 の「そ族衛生害虫駆除業務」から一番下の「空地管理指導」まで、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、( 1 8 ) - 4、5 ページでございます。項目 5 の「共同墓地助成事業」は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

項目 6 及び 7 の「無縁墓地清掃委託事業」と「火葬経費補助事業」は廃止しようとするものでございます。

あけていただきまして、( 1 8 ) - 6 及び 7 ページでございます。項目 8 の「自然遊歩道利用促進事業」から一番下の項目 1 1 の「公害対策審議会」まで、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

また、あけていただきまして、( 1 8 ) - 8 及び 9 ページでございます。項目 1 2 及び項目 1 4 につきましては合併時に鹿児島市の制度に統合し、項目 1 3 の「樹木園千年の森」は現行どおりにしようとするものでございます。

最後に、( 1 8 ) - 1 0 及び 1 1 ページでございますが、項目 1 5 の水質汚濁防止対策事業は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいまの事務局の説明に何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○柿迫委員 毎度毎度で大変申しわけございませんが、この環境衛生事業の中で 1 点、自然環境保全審議会というのが設けられております。市長の諮問機関になっておりますが、その所掌事項の中に「その他自然環境保全の重要事項」という項目が入れてあるんですが、松元町は今、環境保護条例、正式な条例はちょっと別名ですけれども、その中に環境保全をうたっております。松元町は、上水道の水源を 1 0 0 % 地下水源に頼っております、そういう意味では、森林保護というのは大きな役割というか関心事であります。そのために本町に 3 カ所、産廃というか廃棄処理場があるんですけれども、これはもう相当以前に開設されたもので、その後、そういう環境保護への観点からこういう新設というのは認め

ないということで議会の方で取り決めがなされておりまして、その後、新しいそういう事業、産廃場所というのは発生していないんですけれども、まだ合併しなくて本町の取り扱いでしたらそのことは十分守っていけるかなあと思えるわけですが、合併して、そういう取り決めがある程度見えていないと、松元町は、一番事業所の多い鹿児島市の近郊にあって、谷合いの多い、また川の少ない地域でありまして、こういう産廃施設の適地ということで選別がされるんじゃないかなあという懸念を大きく持っているんですが、そういう歯どめができるような条項というのが、こういう「自然環境保全審議会」の中の「その他自然環境保全の重要事項」ということに組み入れることはできるものなのか。

合併におきまして、今回、そういう施設ができてしまうんじゃないかという懸念を町民の間にも大きく持っているものですから、その点について確認をしたいと思います。

○環境専門部会長 鹿児島市は、産廃につきましては指導要綱をつくっておりまして、そういう今、問題が出されたことにつきましては、その指導要綱に照らし合わせて検討させていただきたいと思っております。指導要綱の中に、事前協議をするようにもなっています。そういうことでございます。

○柿迫委員 今、答弁いただきましたその指導要綱の中で十分そういう地域の声も反映できると、地域にとって望ましくないものであれば、それに反対ができるというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○環境専門部会長 指導要綱の中に事前協議とかそういうのを設けておりますので、十分反映できると思っております。

○柿迫委員 それで反映できるということでもありますので、一安心はいたしましたけれども、先ほど申し上げましたように本町の特異性というのもありますので、どこかでかそういうことを十分念頭に置いていただきたいと、そのように思います。

○赤崎議長 ほかにどなたかいらっしゃいませんか。よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りいたしたいと存じますが、ただいまの第28号議案「環境衛生事業の取扱いについて」は、次回の協議会まで各委員でそれぞれご検討いただき、次回でご決定をいただきたいと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

#### 第 29 号議案 上・下水道事業の取扱いについて

○赤崎議長 次は、第 29 号議案「上・下水道事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、21 ページでございます。

第 29 号議案上・下水道事業の取扱いについて。

上・下水道事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町で運営している簡易水道事業については、鹿児島市の上水道事業に統合するものとする。水道料金、給水負担金、審査手数料等は、鹿児島市の制度に統合し、鹿児島市にない制度は廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度に限り上水道事業と簡易水道事業を併存させ、水道料金、給水負担金、審査手数料等はそれぞれの制度とする。また、水道料金については、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、合併が行われた日の属する年度の翌年度及びこれに続く 2 か年度に限り段階的調整を行う。

2 郡山町が実施している簡易水道組合等助成事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

3 喜入町で運営している工業用水道事業については、現行どおりとする。

4 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

5 吉田町地域下水処理事業については、現行どおりとする。という議案でございます。また、恐れ入りますが、横開きの水道事業関係をお願いいたします。「第 29 号議案関係資料」でございます。

表紙をめくっていただきまして、(19) - 1、「総括表」でございますが、上・下水道事業につきましては、1 番目の「簡易水道組合等助成事業」から、右側の方になりますが、25 番目の「公共下水道事業」まで、全部で 25 の項目がございます。

これらのうち番号、左側の方で 4 番「吉田町地域下水処理事業」とその下、番号 5 の「水道事業」及び番号 16 から 25 の「工業用水道事業」及び「公共下水道事業」は、現行どおりとし、番号 8 の「水道事業(料金無料対象)」と番号 11 の「(督促手数料・延

滞金)」及び番号13の「(工事関係分担金)」は廃止しようとするものでございます。

あけていただきまして、(19) - 2、3ページをごらんいただきたいと思います。項目1の「簡易水道組合等助成事業」から項目3の「合併処理浄化槽設置整備補助事業」までは、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、(19) - 4、5ページでございますが、これは吉田町だけでございますけれども、吉田町地域下水処理事業は、牟礼岡団地等の汚水処理施設でございますが、現行どおりにしようとするものでございます。

あけていただきまして、(19) - 6、7ページでございます。上水道事業は、鹿児島市のみでございますが、現行どおりにしようとするものでございます。

あけていただきまして、(19) - 8、9ページでございます。これは、簡易水道事業でございますが、5町はすべて簡易水道事業を行っておりまして、合併する年度の翌年度から鹿児島市の上水道事業に統合しようとするものでございます。

また、吉田町、喜入町及び松元町は、基金を保有しておりますが、3町の基金条例は合併までに廃止し、合併時に鹿児島市に設置される簡易水道事業特別会計の歳入に繰り入れようとするものでございます。

あけていただきまして、(19) - 10、11ページでございます。水道料金との関係でございますが、項目7の水道料金でございますが、一般家庭では、水道管の口径が13ミリメートルのものが多く、平均的な使用水量は20立方メートルから大体30立方メートルぐらいでございますが、この部分では、鹿児島市の料金と5町の簡易水道の料金に大きな差はないところでございますが、使用水量が多くなると、鹿児島市の料金制度との格差が大きくなってまいります。

「調整方針」の一番右側のところ見ていただきまして、水道料金につきましては、17年度に鹿児島市の制度に統合をいたしますが、負担が増加する使用者に対しまして、17年度、18年度及び19年度は段階的に料金を調整する措置を導入しようとするものでございます。

具体的な調整内容につきましては、その下に「(調整内容)」と書いておりますが、合併する年度の翌年度、これは17年度でございますが、合併前の鹿児島市と合併前の5町との料金格差の4分の3を減額した金額とし、そして、その下になりますが、合併する年度の翌々年度、18年度でございますが、やはりその格差の4分の2を減額し、そして一番下のポツになりますが、19年度になります。19年度は、やはり格差の4分の1を減

額した金額にしようとするものでございます。

その下の項目8の「(料金無料対象)」は、17年度に廃止しようとするものでございます。

あけていただきまして、(19)-12及び13ページでございますが、項目9、10の「(負担金・加入金)」及び「(手数料)」は、17年度から鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

一番下の項目11の「(督促手数料・延滞金)」は、17年度に廃止しようとするものでございます。

あけていただきまして、(19)-14及び15ページでございますが、項目12の「(工事負担金)」につきましては、17年度に鹿児島市の制度に統合し、「(工事関係分担金)」は、17年度に廃止しようとするものでございます。

あけていただきまして、(19)-16、17ページでございます。項目14の「(検針・料金徴収)」は、17年度に鹿児島市の制度に統合し、その下の項目15の「(水道計画)」は、合併後に新たな計画を策定しようとするものでございます。

あけていただきまして、(19)-18、19ページでございます。項目16から項目19の「工業用水道事業」は、喜入町のみ行っている事業でございますが、現行どおり鹿児島市に引き継ごうとするものでございます。

またあけていただきまして、(19)-20、21ページから最後の24、25ページまでにわたりますが、項目20からの「公共下水道事業」は、鹿児島市のみ行っている事業でございます。現行どおりにしようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま「上・下水道事業の取扱いについて」の説明を申し上げましたが、何かご意見なりご質問等はございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りを申し上げたいと存じます。

第29号議案上・下水道事業の取扱いについては、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定していただきたいと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

### 第30号議案 都市計画の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第30号議案「都市計画の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、22ページをお願いいたします。

第30号議案都市計画の取扱いについて。

都市計画の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

都市計画区域等については、合併後も当分の間、現状のままとする。

都市計画審議会等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。という議案でございます。

次の右側の23ページ、「都市計画の現況図」でございますが、これをごらんいただきたいと思っております。黄色の点線で囲まれている部分が各市町の行政区域でございますが、ちょっと見にくうございますが、緑色の点線で囲まれている部分がございまして、これが黄色になっておりますけれども、各都市計画区域でございます。

この都市計画区域と申しますのは、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域として県が指定したものでございます。6市町のうち鹿児島市、それから吉田町、喜入町、松元町、郡山町にそれぞれ都市計画区域が指定されており、現在5つの都市計画区域が存在していることになっております。桜島町におきましては、都市計画区域の指定がなされていないところでございます。

まず、鹿児島市でございますが、行政区域全体が都市計画区域として指定されておまして、市街化区域、これはピンク色の部分でございます。それと緑の部分の市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きを行っているところでございます。また、市街化区域におきましては、用途地域もあわせて指定をいたしております。

吉田町と喜入町は、行政区域の一部、黄色の部分ですが、都市計画区域に指定しておりますけれども、区域区分あるいは用途地域の指定は行っていないところでございます。

また、松元町と郡山町につきましては、黄色の部分都市計画区域に指定しており、線引きは実施をいたしておりませんで、一部の区域、青色の部分でございますが、用途地域を指定をいたしております。

このように線引きを行っている都市計画区域と線引きを行っていない都市計画区域、それに都市計画が定められていない区域、水色の部分でございますが、このような混在をしている状況でございます。

合併後は、この都市計画区域のあり方をはじめ、線引き、用途地域などの都市計画について新市全体で検討を行う必要がございます。

新たな都市計画策定のためには、6市町の市街化の動向や土地利用状況等を把握するための都市計画基礎調査を実施をし、その調査結果の解析を待って市としての素案を策定してから、都市計画決定まで、国・県の関係行政機関との協議あるいは地域住民への周知や理解を求める必要等がございます。

これらの手続にあるいは調整に数年の期間を要することから、恐れ入りますが、横長の「30号議案関係資料」の「都市計画の取扱いについて」という表紙をめくっていただきますと「総括表」がございますが、この(20)-1ページでございますように、経過の欄に三角が表示をされております。「都市計画マスタープラン」「都市計画区域」「都市計画区域の区域区分」、それから「地域地区」及び「都市計画区域マスタープラン」につきましては、合併後も当分の間は現状のままとなります。

あけていただきまして、(20)-2、3ページでございますが、項目5の一番下になりますが、「都市計画審議会」、それから次のページになりますが、4、5ページの項目7から10の「屋外広告物条例・規則」、そして「開発行為の届出に関する事務」、それから「開発行為、建築等における災害等に関する事務」及び「開発行為審査機関の運営に関する事務」については、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま第30号議案「都市計画の取扱いについて」ご説明申し上げましたが、何かご質問なりご意見等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

○柿迫委員 今、事務局から説明がありまして、その中でちょっと確認させていただきたいんですが、都市計画区域等については、合併後も当分の間現状のままとすると。合併後、新たな計画を策定するけれども、手続上、ある程度期間が必要だから、当分の間というふうに理解したんですが、今、この合併協議が進められる中で、新市建設計画をつくっていきます。それが大体それぞれの振興計画でいけばおおむね10年だろうと思いますけれども、10年間は今回、今、協議しながら策定していているこの建設計画案でいって、そ

の後に新たな計画案というふうに理解していいものなのか、建設計画案は策定するけれども、その間に合併後、落ちついてから見直しますよと、ですから7年後になるかもしれないというふうに理解していいものなのか、その点について確認をしたいと思います。

○鹿児島市都市計画部長 今、10年というお話がございましたけれども、当分の間と申し上げますのは、都市計画は決定をするまでにかなりの時間を要しております。それと見直しの期間をおおむね5年ごとに見直すというような制度がございます。今、ご承知のとおり15年度に基礎調査をそれぞれの町さんに県の方からお願いがされていると思います。その調査結果を16年度解析して、それから手続を踏んでいきます。そうしますと、その時点でもう新しい鹿児島市ができておりますので、5年後ぐらいがめどになるのかなと考えております。

ただ、今、ただいまの表の6番目になりますか、「都市計画区域マスタープラン」というのがございますけれども、これは県が主体となって策定されます。そうしますと、これと並行して、この区域マスタープランができないと新しい都市計画の見直しはできないわけですが、県下各町が合併をされますので、その合併後を見て、区域マスタープランが県の方で策定されることになりまして、それを受けまして私たちの関係も、新市も新しい都市計画を見直すことになろうかと思っております。

○柿迫委員 今の答弁を確認させていただきますけれども、今、県が策定する分がなければ、15年度で今、調査を行って、それから新しい市になりますので、5年後ぐらいに可能だけれども、県のそういうのを待てば、もう少し先になるかもしれないというふうに解釈をしていいのかをもう1回お尋ねいたします。

それと、今度は5年ごとの見直しという前提でひとつお尋ねするんですが、今回この新しい市というのは、合併特例債を当然念頭に置いてそれぞれ計画をされていくと思うんですね。この合併特例債というのが10年間ですので、そういう意味では、当初の基本というのは、合併時に行った新市建設計画案が1つのたたき台になるんじゃないかなあと。そうすると10年間は最低今のまま続くというふうに理解をしていたんですけれども、その点等をもう1回お尋ねいたします。

○鹿児島市都市計画部長 都市計画の見直し等といいますと、何か大きくまちが変わったり、何か今までなかったことが全部ひっくり返ってしまうような印象を受けますけれども、そうではございませんで、やはり都市の中には皆さんが住んでいらっしゃいますし、自然もありますので、やはりその見直しの範囲は出ないということでございますので、やはり

市町村建設プランにもやはりついていかなければいけないことだろうと思います。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○柿迫委員 はい。

○赤崎議長 ほかにはご質問ございませんか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

それでは、特にご質問等なければお諮りをいたしたいと存じます。

第30号議案「都市計画の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討をいただき、次回で決定をしたいと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

### 第31号議案 建設関係事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第31号議案「建設関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、24ページをお願いいたします。

第31号議案建設関係事業の取扱いについて。

建設関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求め。

建設関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

ただし、現在、施行中である小宅地対策事業等については、現行どおりにしようとするものでございます。

また、恐れ入りますが、横長の「31号議案関係資料」をごらんいただきたいと思っております。

表紙をあけていただきまして、(21)-1ページに「総括表」がございますが、「建設関係事業」の協議項目といたしましては、1番目の「都市計画図等の分譲事務」から右側になります、23番の「自転車等駐車場の管理運営事業」まで23の項目がございます。このうち番号6の土地区画整理事業における「小宅地対策事業」、それから番号15でございますが「辺地対策道路整備事業」、それから番号17の「半島振興対策道路整備事

業」及び番号18の「石油貯蔵施設立地対策道路整備事業」を除く19項目につきましては、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、(21) - 2、3ページでございます。項目1の「都市計画図等の分譲事務」から一番下の「附置義務駐車場整備事業」につきましては、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、(21) - 4、5ページでございます。項目6の土地区画整理事業における「小宅地対策事業」については、現在、施行中である事業につきまして、現行どおりとしようとするものでございます。

項目7の「市営及び町営住宅入居予定者募集」から項目9の「住宅管理人への報償金」につきましては、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

一番下の項目10の「道路用地取得事業」は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。ただし、もう既に事業に着手している路線につきましては、事業が終了するまでは現行どおりにしようとするものでございます。

あけていただきまして、(21) - 6、7ページでございます。項目11の「幹線道路整備事業」から項目14の「交通安全施設整備単独事業」につきましては、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

一番下の項目15の「辺地対策道路整備事業」は、現在、松元町で1地域、郡山町で6地域の合計7地域で道路等の整備を実施をしております、合併後においても引き続き辺地の要件に合致する地域の道路のみが対象となりますことから、現行どおりにしようとするものでございます。

あけていただきまして、(21) - 8、9ページでございます。一番上の項目16の「認定外道路整備事業」、それから項目19の「公共土木施設災害復旧事業(単独)」及び項目20、一番下でございますが、「道路降灰除去事業」につきましては、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

その上の項目17の、松元町のみで行っております「半島振興対策道路整備事業」と項目18の、喜入町のみで行っております「石油貯蔵施設立地対策道路整備事業」は、現行どおりにしようとするものでございます。

あけていただきまして、(21) - 10、11ページでございます。一番上、項目21の「市道及び町道認定及び廃止業務」から一番下の項目23の「自転車等駐車場の管理運営事業」につきましては、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 第31号議案「建設関係事業の取扱いについて」説明がございましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○追立委員 今、この建設関係の事業、17、18のあれで現行どおりとする。それからあと統合するという形があるので、おおむね理解するんですが、この現行どおりとすることは、地域にそのまま、年数に関係なくというふうに理解してよろしいんですか。

○成清事務局長 先ほど提案理由の説明の中で申し上げましたが、石油貯蔵施設の立地対策道路整備事業、これについては喜入町だけに行っているわけですが、その交付金の条件というのが一定の条件がございます。したがって、その条件に合致するのは喜入町の道路整備事業と、現行のところではそういうふうに考えておりますので、喜入町の道路整備事業等に現行どおり適用していただくというものでございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○追立委員 はい。

○赤崎議長 ほかは何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第31号議案「建設関係事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定していただきたいと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

### 第32号議案 消防関係事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第32号議案「消防関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 25ページをお願いいたします。

第32号議案消防関係事業の取扱いについて。

消防関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 消防関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

2 松元町と郡山町の区域には、合併後に消防自動車及び救急自動車を配置する拠点を新設するものとする。

3 防火水槽等建設補助金事業及び消防協力会事業は、合併時に廃止しようとする。という議案でございます。

また、「第32号議案関係資料」の表紙をめくっていただきたいと思います。(22)-1及び次のページ、裏側になりますが、「消防関係事業」は、大きく5つに区分をされるところです。番号1から番号15までが警防・救急に関する事業、番号16から番号18が通信・無線に関する事業、番号19から29が消防団に関する事業、そして30から35というのが火災予防等に関する事業、そして36から最後の49になりますが、総務その他の関係事業という5つの大きな区分になろうかと思っています。

このうち番号の7、25、33の事業は、現行どおりとし、番号8及び28は廃止をし、その他は鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

(22)-3、4ページをお願いいたします。項目1の「警防拠点整備事務事業」は、合併後に松元町、郡山町の区域にそれぞれの区域を担当する消防拠点を新設しようとするものでございます。

その下の項目2の「警防体制運用事務事業」、それから次のページになりますが、項目3の「警防調査事務事業」、それからまた次のページになります、項目4の「火災警備強化事務事業」から、また次のページになりますが、項目5の「各種災害出動報告事務事業」は、いずれも合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

その下の項目6の「消防水利整備事務事業」は、負担金等は合併時に鹿児島市の制度に統合し、消火栓設置の手順は、鹿児島市の制度を基本に必要な調整を行い、防火水槽用地借地契約については、当分の間、現行どおりとしようとするものでございます。

あけていただきまして、(22)-11、12ページでございます。項目7の「地域住民も使用する消防機材整備事業」は現行どおりといたしますが、事業の拡張は行わないとするものでございます。

その下の項目8の「防火水槽等建設補助金事業」は、合併時に廃止しようとするものでございます。

あけていただきまして、(22)-13、14ページでございます。項目9の「化学災害対策事務事業」、それからその下の項目10の「風水害警戒警備事務事業」は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、(22) - 15、16ページでございます。項目11の「広域消防応援対策事務事業」は、合併時に鹿児島市が引き継ごうとするものでございます。その下になります、項目12の「救急隊員の安全管理事務事業」、それからその下、項目13の「救急、救助報告統計事務事業」は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、(22) - 17、18ページでございます。項目14の「救助業務事務事業」から項目18の「消防無線設備運用事務事業」は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、(22) - 19、20ページから、ちょっと飛びますが、27、28ページまででございますが、項目19の「消防団」につきましては、鹿児島市消防団として一団に統合するものとし、分団及び班はそのまま引き継ぎ、消防団に係る各種の項目20から、27ページ、28ページになりますけれども、項目24までの事務事業は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

(22) - 27及び28ページでございますが、その下の項目25、消防団の「車両・機械器具」は現行どおりとし、次のページになりますけれども、項目26「報酬支給事務事業」は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

ちょっと飛びますが、(22) - 33、34ページをお願いいたします。項目28「消防協会事業」、これは合併時に廃止しようとするものでございます。項目27、29及び30の事務事業は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、(22) - 35、36ページでございます。項目31と32の事務事業は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、37、38ページでございます。項目33の「危険物保安技術協会への委託事業」は、現行どおりにしようとするものでございます。項目34と35の事務事業は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、39、40ページでございます。項目36と37の事務事業は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

また、あけていただきまして、41、42ページでございます。項目38の事務事業は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

また、あけていただきまして、(22) - 43、44ページでございます。項目39の事務事業は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

また、あけていただきまして、( 2 2 ) - 4 5、4 6 ページでございます。項目 4 0、4 1 及び 4 2 の事務事業は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものです。

あけていただきまして、( 2 2 ) - 4 7、4 8 ページでございます。項目 4 3 の事務事業は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

また、あけていただきまして、4 9、5 0 ページでございます。項目 4 4、4 5 の事務事業は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものです。

また、あけていただきまして、5 1、5 2 ページでございます。項目 4 6、4 7 の事務事業は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、( 2 2 ) - 5 3、5 4 ページになりますが、項目 4 8 の「消防出初式」の事務事業につきましては、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

それから一番下、4 9 の「消防組織」につきましては、吉田町と喜入町にある消防の署所につきましては、分遣隊として鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

以上、消防関係事業の説明を終わります。

○赤崎議長 ただいま 3 2 号議案の消防関係事業の取扱いについての説明を申し上げましたが、これに関して何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[ 「なし」という者あり ]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第 3 2 号議案「消防関係事業の取扱いについて」は、次回の協議会まで各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定いただきたいと存じますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[ 「異議なし」という者あり ]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議がございませんので、そのような取り扱いにさせていただきます。

第 3 3 号議案 一部事務組合等の取扱い( し尿処理業務を除く ) について

○赤崎議長 次に、第 3 3 号議案「一部事務組合等の取扱い( し尿処理業務を除く ) について」を議題といたします。

議案についての事務局の方からのご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、2 6 ページをお願いいたします。

第33号議案「一部事務組合等の取扱い（し尿処理業務を除く）について」でございますが、一部事務組合等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めます。

吉田町、喜入町、松元町及び郡山町が加入している一部事務組合及び広域連合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該一部事務組合等の業務のうち4町に係る共同処理業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本に合併時まで調整するものとする。という議案でございます。

その次のページになりますが、27ページ、A3のちょっと大きい縦の表でございます。これをごらんいただきたいと思います。

この27ページの上の右の表が、一部事務組合等の実施業務でございますが、下の方に模式図がありますけれども、これは一部事務組合等の構成団体と合併協議会の構成団体との違いを示したものでございます。

恐れ入ります、横長の「議案関係資料」の方につきましてもちょっとお開きをいただきたいと思います。

「第33号議案関係資料」、(23)-1ページに「総括表」を掲げてございますが、一部事務組合等の協議項目といたしましては、一番上、「消防業務」から4つ目の「斎場の管理・運営業務」まで4項目でございますが、すべてそれまで加入しておられた一部事務組合等から脱退をし、脱退後の事務処理は、鹿児島市が引き継ぐことを基本にしようとするものでございます。

なお、一部事務組合等で行っている業務といたしましては、27ページの上の方に業務がございますけれども、ほかに吉田町のし尿処理事業がございますが、これについては、市の処理施設への受け入れにつきまして、現在、国と協議中でございますので、国との協議が調い次第、本協議会に議案としてご提案をしてみたいというふうに思っております。

なお、一部事務組合等から脱退することにつきましては、先ほどもおたがいがございましたが、当該一部事務組合等において財産処分等の協議を行い、その協議が調うことが必要となってまいります。財産処分のあり方につきましては、いわゆる積極財産、正の財産、それから消極財産、負の財産、そのすべてを出して清算をしていくことが必要となります。そのようにして清算された各町の債権・債務は、合併後の市に引き継がれることになるものと、そのように考えております。

以上で、一部事務組合等の第33号議案の説明を終わります。

○赤崎議長 お聞きのとおり第33号議案のし尿処理業務を除く一部事務組合等の取扱いについての事務局の説明が終わりましたが、これに関しまして何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○柿迫委員 一部事務組合は、広域的に行った方がいい事務、また財政規模の小さいところが集まって効率化を図りましょうということで設立されているわけですが、そういう観点からいきますと、松元町と郡山町が加入しております日置地区の塵芥、消防、介護保険の広域連合ですが、抜けた後の影響が大きいんじゃないかなあというふうに思えるわけです。

そうしたときに、本日、第33号議案ということで提案がされましたけれども、このことについては、先ほども申し上げましたが、相手が必要なことだし、急々にまた合意ができるというふうには思えないわけですね。ですから、当然、加入していた間は協力関係でしたので、こちらへ合併しますから抜けますよということを、それぞれ心情的に簡単に決めていいのかなあというような懸念も持つんですけれども、そういうことを踏まえれば、次回じゃなくて、これも継続というようなことも可能なのか、やはりここは早く決めてもらわないと次への対応ができないんだというような議案なのか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○成清事務局長 第33号議案は、一部事務組合等の取扱いに関する基本的な方針であるというふうにご理解をいただければよろしいかと思いますが、この議案の中にも、最後の方に「合併後の市に引き継ぐことを基本に合併時まで調整をしていきますよ」と、このような議案でございますので、当然おただしのように相手の一部事務組合の構成町村、こちらあたりと十分な話をし、また円満にその解決をしていくということが前提条件でございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○柿迫委員 はい。

○赤崎議長 ほかはございませんか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特にご質問等もなければお諮りをいたしますが、第33号議案一部事務組合等の取扱いにつきましては、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回でご決定をいただきたいと思いますと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

以上で、本日の議事についてはすべて終わりました。

その他

次回の開催について

○赤崎議長 次に、会議次第の「4 その他」に入らせていただきます。

まず、次回の協議会の開催について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 次回の第6回鹿児島地区合併協議会は、7月22日火曜日でございますが、午前10時から、このかごしま市民福祉プラザで開催をする予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○赤崎議長 それでは、ただいま事務局の方からご説明を申し上げましたとおり、次回、第6回の鹿児島地区合併協議会は、7月22日午前10時から当市民福祉プラザで開催をするということでございますので、よろしくお願いを申し上げておきたいと存じます。

以上で、本日の案件はすべて終わりましたが、もう1件、事務局の方から連絡事項があるそうでございますので、お聞き取りをお願いいたします。

○黒木事務局次長 前回も同様のお願いをいたしておりましたけれども、本日お配りいたしました資料のうち、横長の資料でございます議案関係資料につきましては、まことに申しわけございませんが、次回の協議会にそれぞれご持参くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、議案関係資料を綴るためのバインダーを前回お配りしておりますので、ご利用いただければと思っております。よろしくお願いをいたします。

○赤崎議長 以上、そういうことでよろしくお願いを申し上げます。

このほかに委員の。

○追立委員 第5回鹿児島地区合併協議会において、私が非常に疑問に思うのは、今回の第27号から第33号議案の案件について、当日配布という形で提出されました。資料もたくさんあります。これを「お諮りいたします」と言われるときに、次回決定事項もあるし、そのまま継続しなきゃいけない内容も出ているのではないのかなと。なぜこういう大事な問題が事前の協議、各町で検討される時間なり、資料が出されなかったのか、理由を

お聞かせいただきたいと思います。

○成清事務局長 当然、専門部会あるいは幹事会、こういったところで議案の調整方針について、事務レベルといたしましては検討はしているところでございます。

しかし、議案というのは、合併協議会に提案をして初めて協議会の議案に、公になるということでございますので、合併協議会に提案をし、そして皆さん方でいろいろ提案理由をお聞きになっていただき、そして原則として次回に、それまでの間にいろいろ各委員の皆さんに検討していただいて、次回に決めましょうというようなことでございますので、私ども鹿児島地区合併協議会の議事の進め方としましては、この合併協議会に提案をし、次回の協議会で協議し、決定していただくというような方法をとっておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○追立委員 趣旨は理解できるんですが、この前にやっぱり専門部会、それから首長会というのがあるわけですね。私どもは、専門部会、首長会である問題点、こういう問題については議会でも検討したいと。編入合併であるので、粛々と編入をするときには編入、しかしながら、問題点があるところは、地域の特性、こういうようなものも強く主張したいと、聞いてもらいたいという内容があるわけですね。ですので、次回決定というような形の中で、どうしても決定できない事項が問題点として出てきた場合、継続事項としてやっていただけるのかどうか。

今、議長の進め方について言いますと、27号から33号、次回までに各町に持ち帰って検討してくださいということですが、私ども初めて、専門部会とそれから首長会であるんですが、内容的には今回初めて見る議案なんですよね。ですので、「意見がありますか」と言われると、今回は余り言う内容というのはほとんど言えないんです。そうしますと次回に言わなきゃいけない。そのときにはもう専門部会、首長会である程度の方向性が出ているんです。ですので、その方向性が出る以前に、やはり地域の特性、そういうものを主張したい。それからやっぱり聞いていただきたいと思いますという問題点がこれから出てくると思うんです。

特に市町村建設計画素案とか、都市計画の取扱い、建設関係事業の取扱い、こういう問題というのは、我々小さい市町村のところではそれなりの事業計画なりでやってきたところ、やはり編入というような形の中で、先ほども松元町の方からも言われましたが、粛々と進められるのかなというふうな雰囲気を感じざるを得ないので、できるだけそういうふうにならないような形の中で、次回と言われても、継続の希望があれば継続をして

いただきたい。それからやっぱりすり合わせができるものがあるならば、すり合わせも検討していただきたいということを確認したいと思いますが。

○赤崎議長 議長の方から申し上げますが、合併協議会の議題にまず上げなければ公式の議題ではないと。それに上げるまでに幹事会なり専門部会なりで検討をし、それを受けて首長会で検討して、首長会で全会一致のものを協議会の議題として上げる。そこできょうは議題についてのご説明を申し上げ、そして議題の内容についてご質問があれば、それをお受けをして、そしてきょうはせずに次回でやりましょうと。

したがって、先ほど私のところの議長もいろいろ議会のことを申し上げましたが、私どもの鹿児島市も、協議会の議題に上げるまでは一切議会にも、どこにも申し上げておりません。したがって、きょう上がった新しい議題については、きょう以降、議会の特別委員会でいろいろ論議をしていただくと、そして次の協議会までにいろんな面での意見をまとめていただく。

したがって、今、申し上げましたように、きょうは6月9日でございますから、次は7月22日に次回の協議会を開くわけですから1カ月余り期間がございますので、それで今、喜入の追立さんのお話にございましたように、もうきょう議題として上げたものは、喜入の専門部会の委員なり幹事会の委員なりから十分その経過等についてお聞きになっても結構でしょうし、また、首長会のメンバーである町長さんからお聞きになっても結構でございますから、そういうことで時間をかけてよくご検討をいただきたい。これはもう合併というのは非常に大きな問題ですから、急いで決めるべきことではない。したがって、そういう意味で、次回までの時間も十分とって、それぞれご検討の期間を持ちたいということでやっておりますから、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

それから、これは私の方で、次回、結論を出していただくということで締めくくりましたのは、次回と言わなければ、いつやるかということを決めないと、一定の方向を、原則として次回にということをお願いして、きょうの町名・字名についても2回延長をして決定をしていただくわけですから、それらについては、私が申し上げるんじゃなくて、委員の皆さんが、きょうはもう1回待とうじゃないか、次まで待とうじゃないかと、そういう意見を言うだけでそれに従うと。そういうことでこれからもやっていただきたいと思っております。決して急いだり、決して意見をおっしゃることについて、意見を言われる機会をそごうなことがあってはいけないし、また私もそういうつもりでやっておりますから、そういうことで、これから十分お互いに意見を出し合いながら決定をしていただきたいと

そういうふうを考えておりますけれども、そういうことでよろしゅうございますか。

○追立委員 はい。

○赤崎議長 よろしく申し上げます。

そのほかは何かございませんでしょうか。

[「なし」という者あり]

#### 閉 会

○赤崎議長 それでは、本日の協議会は以上で終わらせていただきたいと思います。存じます。

次回は、先ほどお話し申し上げましたように7月22日午前10時から当市民福祉プラザでございますので、できるだけひとつご都合をつけていただいて、全員ご出席を賜りますようお願いを申し上げたいと存じます。

きょうは大変長い時間、また活発なご意見等を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

○黒木事務局次長 以上をもちまして、第5回鹿児島地区合併協議会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後5時41分閉会